

vol.51-12 (通算 585号)

2022年3月号

やどかり

2022年3月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

障害者総合支援法改正の審議が進む中で グループホームの使命とは

2021年12月16日、厚生労働省社会保障審議会障害者部会(以下、社保審)が「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」を公表した。

2021年3月からの見直しの経過の中で、障害のある人の居住支援について、グループホーム(以下、ホーム)に標準利用期間を設け、1人暮らし等への移行を訓練して推進する新たな類型を創設する案が示された。社保審で検討される以前に「障害者支援のあり方に関する調査研究-グループホーム、地域生活のあり方-事業報告書」で、手厚い支援の必要な障害支援区分の高い人は利用期限のない現在のホーム類型に、障害支援区分が低く、地域での自立した暮らしを希望する人は利用期限のある(仮称)自立生活移行型(以下、通過型)にという2類型に整理することを提起している。中間整理では、障害支援区分による類型は示されなかったが、基本的な考え方の中には障害福祉サービスからの卒業という方向性がある。この報告書は、当事者不在のまま作成されたものだ。また、ホーム入居者のニーズに応えるためとしつつも、利用者が約14万人(2009年の2.5倍)、費用が約2,400億円(2009年の3.7倍)に増えたことを抑制したいという意図が背景にありそうだ。

やどかりの里のホーム入居者の中にも、1人暮らしを目指す人や、準備を重ね、1人暮らしに移行した人もいる。その一方で、ホームで暮らし続けたいという人も多い。今回の

見直しで、拙速に通過型の類型が作られることで、障害支援区分によって本人が望んでいるにもかかわらずホームを利用できなくなることがあってはならない。ホームでの暮らしの安心感やさまざまな経験の積み重ねの中で、ニーズも変化する。どのような形のホームであっても、1人1人の望む暮らしに合わせた環境を整備していこうとする姿勢こそが大事だ。

障害者権利条約19条に、障害のある人がどこで誰と生活をするかを選択できる機会を有するとある。一方で、安心して暮らすための社会資源は十分に整備されていない。財源論に端を発した政策は、必ず谷間に置かれる人を作り出す。障害者自立支援法が成立して以降、介護保険同様に規制緩和が進み、営利企業が参入、社会福祉がサービスとして切り売りされるようになった。事業所の数は増えたが、利益を上げることを目的とした株式会社の中には「社会福祉実践」とは程遠いサービス提供事業所もある。

住まいは、その人が生きるために最も重要な基盤である。そして、ホームは、その選択肢の1つであり、1人1人がどう生きていきたいのか、そのために必要な支援や環境を整える使命がある。暮らしの場の選択は多様にあるべきであり、期限付きと期限なしを区別するホームの仕組みが本当に必要なのか、社保審での徹底的な議論が重要だ。「私たち抜きに私たちのことを決めるな」を肝に銘じ、骨格提言に近づける審議を求めたい。